



流域治水

「流域治水」のスピードアップで 水災害に強いまちづくりを!!

【流域治水】とは
流域のあらゆる関係者が協働して
水災害対策を行うこと

企業

住民

河川
管理者

市町村

県

国



▶「流域治水」の実効性を高めるために◀

横川他4河川を

(横川・八条川・西川・清水川・油川)

山梨県初

特定都市河川及び 特定都市河川流域へ

令和7年9月1日に指定

気候変動の影響により、毎年全国各地で水災害が発生しています。

「横川流域(南アルプス市・中央市)」は、釜無川と滝沢川に挟まれた低い土地で、下流では多くの川が交差しているため、水が溜まりやすい地形です。過去には、昭和57年8月の洪水で大規模な浸水被害が発生しました。

激甚化・頻発化する水災害に備えるため、「横川流域」ではあらゆる関係者が協働して行う「流域治水」に取り組んでいます。「特定都市河川浸水被害対策法」に基づく「特定都市河川」及び「特定都市河川流域」に指定し、取り組みの実効性をより高め、流域が一体となった浸水被害対策を推進します。



山梨県



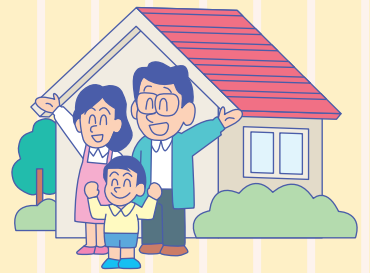
南アルプス市



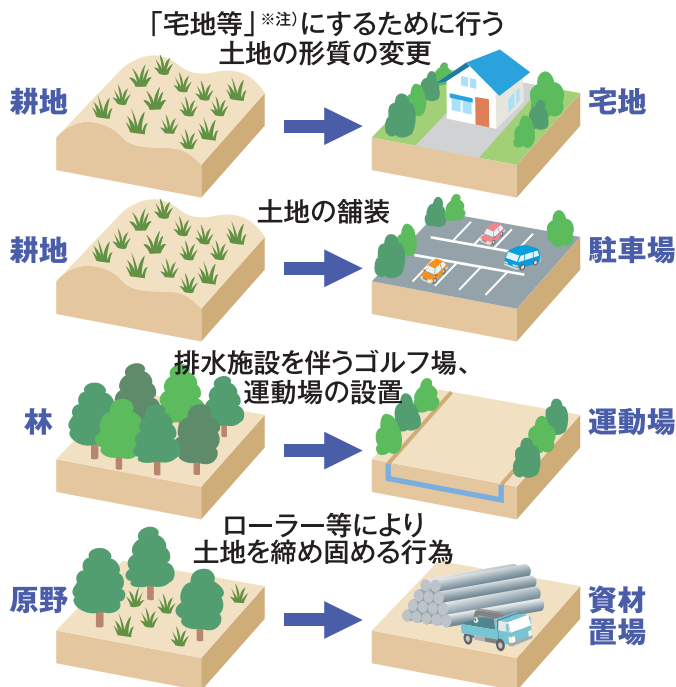
中央市

特定都市河川流域に指定することで

- 開発などによる流出量の増加を抑制し、浸水リスクを増やさない対策を求め、**流域一体となった浸水被害対策**を更に推進します。
- 特定都市河川流域の住民や事業者の皆さんは、雨水の一時的な貯留又は地下への浸透に自ら努める義務があります。
- 宅地等以外の土地で行う**1,000m²以上の雨水浸透を阻害する行為**は、市長の**許可が必要**です。
- 許可に当たっては、**雨水貯留浸透施設の設置**など対策工事が義務付けられます。



例 許可を必要とする 雨水浸透阻害行為とは？

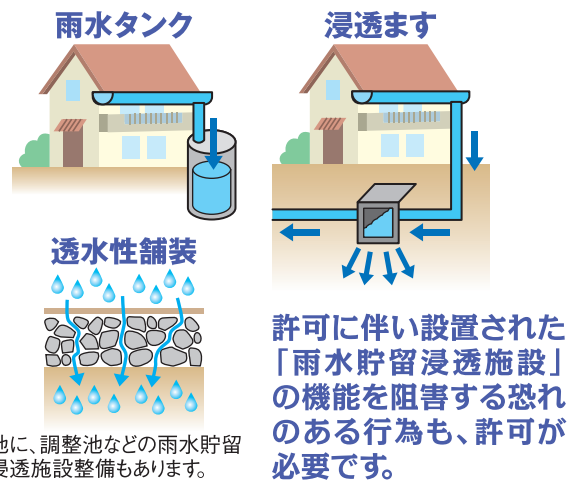


雨水が地面に浸透できなくなり、
一気に河川へ流れ込むと、
流域で浸水被害が発生する原因となります。

※注) 「宅地等」に含まれる土地: 宅地、池沼、水路、ため池、道路、鉄道、飛行場
「宅地等」以外の土地: 山地、林地、耕地、原野

(国土交通省ホームページより引用)

例 許可に当たっては、技術基準に従った 「雨水貯留浸透施設」の 設置が必要です。



違反した場合には

罰則(拘禁刑または罰金)が

あります。許可を受けずに雨水浸透阻害行為や雨水貯留浸透施設の機能を阻害する行為をした場合等には、罰則(拘禁刑または罰金)が適用されます。

河川の整備等と併せて、このような対策を実施することで、
地域の浸水被害発生リスクを減らし、
安全・安心なまちづくりに取り組んでいきます。

● 雨水浸透阻害行為の許可に関するお問い合わせ

南アルプス市〈建設部 道路整備課〉
TEL.055-282-6368 FAX.055-282-6319
中央市〈産業建設部 まちづくり推進課〉
TEL.055-274-8552 FAX.055-274-1130

● その他、特定都市河川に関するお問い合わせ

山梨県〈県土整備部 治水課〉
TEL.055-223-1702
FAX.055-223-1704

特定都市河川に関する情報はホームページをご覧ください。
<https://www.pref.yamanashi.jp/chisui/index.html>



山梨県 治水課

「特定都市河川」「流域治水」のより詳細な情報はコチラから

国土交通省ホームページ特定都市河川ポータルサイト
<https://www.mlit.go.jp/river/kasen/tokuteitoshikasen/portal.html>



山梨県



南アルプス市



中央市